

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 15 日現在

機関番号：37402

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530637

研究課題名（和文） ソーシャルエコノミーにもとづく障害者の就労促進の新たな可能性と現実性

研究課題名（英文） Reality and possibilities of the employment promotion policy for people with disabilities based on the social economy

研究代表者

花田 昌宣（HANADA MASANORI）

熊本学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：30271456

研究成果の概要（和文）：

本研究は、欧州および韓国において発展している社会的企業制度が、国内外でのケーススタディを踏まえて、わが国における障害者の就労と社会参加を促進するための既存の制度・施策（一般雇用と福祉的就労）と補完的な役割を果たす第三の道であることを示し、そのための社会的かつ制度的条件が必要なのかを明確にした。その成果の一部はフランスならびに韓国での国際会議で発表された。

研究成果の概要（英文）：

The results of this research show that the social economy is a third way of supplementing existing systems. They are obtained from case studies of policy and practices for the promotion of participation and social integration through work. In addition, they have clarified the institutional and social conditions required to reach the goal. Part of these results have been presented to international conferences in France and Korea.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：障害者就労、社会的企業、障害者権利条約、障害者差別禁止法、水俣病

1. 研究開始当初の背景

この研究の学術的背景として次の5点が挙げ

られる。

- (1) EUにおける社会的経済の発展とEUの取り組み。欧州各国では、高失業問題を背景に失業対策と就労困難者の支援を大きなバックグラウンドとして、社会的経済への期待が高まっており、EUレベルでの制度整備も進められている。この取り組みの中に、障害者の就労が、外国人労働者、青年長期失業者と並んで重要な位置を占めている。
- (2) 欧米における社会的経済の研究の発展。日本における社会的経済の研究に関しては、ボルザガラやジャンテらの研究の導入、炭谷茂らの積極的取り組みなどから徐々に知られるようになって来た。わが国でも、学術的研究が始まったところである。とはいえ、障害者就労に関しては、社会的経済の持つ大きな意味にもかかわらず、ほとんど問題意識に上っていないようだ。
- (3) 韓国における社会的企業法。韓国では、障害者の就労に関しては、制度的改革は急速に進み、最低賃金を実質的に保証する賃金補填策がとられたこともあったが、財政的困難から頓挫している。昨年、障害者差別禁止法が制定されるとともに、欧州の制度を導入して社会的企業法が制定された。しかし、その適用に関しては、始まったばかりである。(08年9月障害者労働研究会での申永鎬報告)。今後の発展を追跡していく必要がある。
- (4) 日本における障害者就労の可能性と限界。自立支援法による制度改革で、障害者の就労を実質的に保障する継続就労支援事業A型に期待が寄せられたが、今なお移行数は少なく厚労省の試算を大きく下回っている。また、雇用促進法の改正も障害者雇用の促進に一役を買っているが、経済環境の厳しさから、足踏み状態を抜け

出しきれていない。

- (5) 滋賀県、札幌市、箕面市における社会的事業所の制度化。そうした中で、これらの三つの自治体では障害者の共働をめざす「社会的事業所」（箕面市では共働事業所）制度が設置された。これらは、小規模の事業に対して、障害者の一定数の雇用を前提に、運営費補助を行う制度であり、各界から注目されている。

一方、下記の3点に示す申請者のこれまでの研究があった。

- (1) 障害者就労に関する二度の全国調査。研究代表者は、2000年より、障害者労働研究会を組織し、二度にわたり、作業所、自治体、福祉工場の障害者就労の全国実態調査を実施し、論文や政策研究集会で報告した。また、二度にわたりイタリアの社会的協同組合調査を実施した。とくにB型協同組合は広義の障害者の三割の雇用を前提とした制度であり、世界的に注目されている。また韓国障害友權益研究所との研究交流を継続しており、数度の研究会を組織し、また訪問調査も実施してきたところである。
- (2) 水俣学研究と地域調査。熊本学園大学では水俣学研究センターをおき、水俣病被害の実態解明と地域発展に関する研究調査に取り組み、申請者もその中で研究調査を進めてきているが、水俣病の経験を基礎に、新たな働き方を模索する社会的取り組みがいくつもあることが明らかにされている。
- (3) 障害者就労の法制度的研究の蓄積。障害者の権利条約、各国の障害者差別禁止法さらに障害者就労促進の法制度的な調査研究をこれまで進めてきた。

2. 研究の目的

障害者の就労と社会参加を促進するための試みはさまざまに取り組みられている。自立支援法下での制度移行および雇用促進法の改正の結果、いっそうの発展が期待されている。こうした状況下で、この研究計画においては、これらと補完的な役割を果たす第三の道の可能性を探る。それは、ヨーロッパで近年急速に進展しつつあるソーシャルエコノミー（社会的経済）が、わが国における障害者就労の進展に大きな可能性をもたらすのではないかということである。それを、ナショナルレベルだけではなく、ローカルなレベルで展開していくために、いかなる社会的かつ制度的条件が必要なかを明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は下記のように構成される。

- (1) 障害者就労に関する欧州の社会的経済に関する制度および政策とその実態調査。既存の研究成果や国内で入手し得た資料による予備的調査を進めた上で、フランスにおける実地調査を実施した。フランスにおける社会的経済の研究が、Defourny Jeantet, Lipietz らの研究が知られているが、申請者が教鞭をとっていたパリ第13大学のコリア教授およびEURESA（社会的経済保障連合）のJeantet氏を研究協力者として現地協力を求め、社会経済学会の研究者へのインタビューや、社会的企業の訪問調査を実施した。
- (2) 韓国における社会的企業法と障害者就労の適用事業所（施設）の調査とその評価。研究代表者は、これまで韓国を数度訪問し、韓国障害者権益研究所の研究協力に基づき、障害者の就労施設を調査している。この経験の上に立ち、担当政府部局、社会的企業法に基づいた事業体のうち障害者就

労を実施している事業所、従前の障害者就労施設の訪問調査を実施した。

- (3) 国内自治体における「社会的事業所制度」の調査と適用事業所（施設）の訪問調査。これについては、滋賀県、大阪府箕面市、札幌市の制度が注目されており、研究代表者が従来より収集してきた資料を踏まえて、自治体関係者ならびに当該制度を利用する事業所の訪問調査を実施。
- (4) それらを総括した日本における障害者就労のための社会的経済の可能性と制度的条件を明らかにするとともに、この帰結の実践的可能性の事例研究を水俣において実施する。

4. 研究成果

本研究は、ヨーロッパで近年急速に進展しつつあるソーシャルエコノミーの観点から、障害者の就労と社会参加を促進するための既存の制度・施策と補完的な役割を果たす第三の道を明らかにし、いかなる社会的かつ制度的条件が必要なかを明らかにすることを課題とし、それらを踏まえたインプリケーションとして、熊本県水俣地域における現実的展開の可能性を明らかにすることになった。

そこで研究期間の3年間に、滋賀県および札幌市における自治体独自の社会的事業所制度の訪問調査を実施した。これらを通して、後発の札幌市の制度は自立支援法と補完的關係にあることが明確にされ、滋賀県の独自の制度との違いを明確にすることができた。海外においては、韓国ならびにフランスでの現地調査を実施した。韓国においては、手厚い資金的補助システムが、逆に生産組織や生産方法の革新を欠く場合には補助金依存に陥り社会的企業の自立を困難にしている実態が明らかになり、フランスでは日本ではほと

んど知られることのない SCIC 制度の下での障害者就労支援の実態を報告することができた。

結論的成果としては、現在取りまとめているところであるが、その一部は国際会議等で報告した。また、日本における障害者就労を目的とした社会的企業の社会的制度的条件を明らかにすることができたが、それらは今後学会誌等において公表予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

- ①花田昌宣「フランスにおける社会的企業と障害者の就労」『障害者労働研究会年報』査読無、No. 10、2012年、10-23 および 29-39
- ②花田昌宣「日本の社会経済的危機とオルターナティブとしての社会的経済：社会的排除と障害者運動の取り組み」『障害者労働研究会年報』査読無、No. 10、2012年、109-120
- ③花田昌宣「現場からのレポート 共働・共生と社会的事業所の制度化へ」季刊『福祉労働』査読無、129号、2010年、126-131
- ④花田昌宣「日本における社会的排除と日本版社会的企業の必要性」『くまもと私たちの福祉』査読無、58号、2010年、2-4
- ⑤花田昌宣「水俣病の社会史と水俣病特措法の経済学的批判」『環境と公害』査読無、39(2)、2009年、13-19
- ⑥東俊裕(連携研究者)「差別をなくす法制度の検討」『部落解放研究くまもと』査読無、58号、2009年、3-54

[学会発表] (計6件)

- ①花田昌宣「今日の経済危機の中でのソーシャルエコノミーの課題：日本における社会的企業の可能性」関西ベンチャー学会 第11回年次大会、招待講演、2012年3月23日、大阪市立大学 学術情報総合センター
- ②花田昌宣「日本の社会経済的危機とオルターナティブとしての社会的経済：社会的排除と障害者運動の取り組み」日韓社会的企業セミナー、招待講演、2011年11月17日、イルムセンター、ソウル、韓国
- ③Masanori Hanada, “Crise économique et sociale au Japon et Economie sociale

en tant que l’alternative”, Rencontre Mont Blanc (第5回社会的経済モンブラン国際会議), 2011年11月11日、Majestic Convention Centre, Chamonix, フランス

- ④花田昌宣「フランスにおける社会的企業と障害者の就労」障害者労働研究会総会、2011年6月5日、市民交流センターひがしよどがわ、大阪市
- ⑤花田昌宣「日本における障害者福祉の現状と課題」障害者国際交流中国大会、2010年5月15日、中国吉林省延辺市延辺ホテル会議場
- ⑥花田昌宣「日本における社会的排除と社会的企業」第二回日韓社会的企業国際セミナー、2010年11月24日、衆議院議員会館国際会議場

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

花田 昌宣 (HANADA MASANORI)
熊本学園大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：30271456

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

東 俊裕 (HIGASHI TOSHIHIRO)
熊本学園大学・社会福祉学部・教授
(H22, 23 は内閣府参与)
研究者番号：30461619